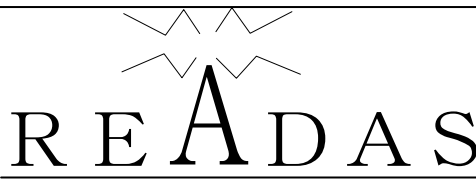


第 5312 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 9月16日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 配当をする場合

Q：会社で配当をしようと思っています。どのようにしたらいいのでしょうか？

A：次のような取扱いになります。

【解説】

会社が剰余金の配当をする場合には、株主総会の普通決議が必要で、①配当財産の種類（金銭か現物か）と金額、②配当財産の割当に関する事項及び総額、③剰余金の配当が効力を生じる日を定めなければならないこととなっています。

株主総会を開催する時期は、特に定めがありませんので、いつでも総会さえ開けば、配当をすることができますし、何回配当しても問題ありません。

また、特例的に、取締役設置会社については、取締役会の決議によって、期中に1回限り、配当を行うとする旨を定款に定めることができることとされています。

なお、配当には回数制限がありませんが、配当できる限度額が定められていますので、その額までに抑えなければなりません。

もし、その限度額を超えて配当をしますと、その配当は無効になり、株主は会社にその配当相当額を返還しなければならず、また、この場合には、取締役にも責任が問われることとなりますので注意してください。

